

平成 20 年度緊急時対応訓練計画（案）

平成 20 年 5 月 1 日

1 基本方針

食品安全基本法第 14 条及び「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」に基づき作成された「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」においては、緊急時対応について平時から備えるべきこととして、緊急時対応訓練の実施を定めている。

緊急時対応専門調査会での 19 年度に実施した訓練の検証において、食品安全委員会における緊急時対応体制の充実を図るため、継続して訓練を実施することが重要であると指摘されたところである。

このため、20 年度についても緊急時対応訓練を実施し、食品安全委員会の緊急事態等における体制の実効性の確認、関係府省との連携体制の確認、緊急時対応の問題点や改善点についての検討を行う。

2 平成 20 年度緊急時対応訓練における重点課題

19 年度に実施した訓練の検証結果から、次の事項を重点課題として訓練を実施する。

(1) 緊急時対応マニュアルの実効性を高める

緊急時対応の確認及び緊急時対応マニュアルの検証等を行う。

(2) 効果的な広報技術の習得

広報に関する講習やメディアトレーニングを実施する。

3 平成 20 年度訓練計画

	第 1 回	第 2 回
内 容	リスク管理機関との合同訓練	広報技術を主体とした実動訓練
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> 委員会内の認識の共有 緊急時対応マニュアルの実効性の向上 関係府省との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 委員会内の認識の共有 緊急時対応マニュアル等の検証 効果的な広報技術の習得
形 式	委員会およびリスク管理機関との合同による実動訓練	①緊急事態における様々な広報活動及び模擬記者会見の実施などの実動訓練 ②講習会
開催時期 (予定)	平成 20 年 9 月	平成 20 年 11 月
参加対象者	委員・委員会事務局職員及びリスク管理機関関係者	委員及び委員会事務局職員